議第30号

指定地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を 改正する条例の制定について

本市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例 (平成25年条例第6号) の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 委任(第94条)」を「第5章 雑則(第94 条・第95条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業 者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護 予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「(第11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第74条第9項」を 加える。 第11条第1項ただし書中「ものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症 や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体 制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対 応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続 計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの とする。
- 第31条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第 3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護 予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん 延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の 発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の

防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護 予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研 修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第41条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下 この項及び第52条において「利用者等」という。)が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を 得なければならない。)」を加える。

第47条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第48条第3項中「第75条第2項」を「第75条第3項」に改める。

第52条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 6 0 条 中 第 1 0 号 を 第 1 1 号 と し 、 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 第61条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域 において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模

多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から 介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険 事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次 期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービス を整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次 期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通い サービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第68条前段中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第38条まで、第39条(第4項を除く。)から第41条まで」を「第41条まで(第39条第4項を除く。)」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第74条第1項中「除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第74条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10

項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、 第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第75条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第77条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第81条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第82条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第83条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第84条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第89条中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第39条(第4項を除く。)、第40条、」を「から」に改め、「第41条」の次に「まで」を加え、「第5項」を「第39条第4項及び第41条第5項」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。第90条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議 における評価
- 第5章の章名を次のように改める。

第5章 雑則

- 第94条を第95条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。 (電磁的記録等)
- 第94条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚

によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第68条及び第89条において準用する場合を含む。)及び第79条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護 予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他 これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例 の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるも のについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識 することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の新潟県柏崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第39条の2(新条例第68条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条、第60条及び第83条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、新条例

第29条の2(新条例第68条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、新条例 第33条第2項(新条例第68条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」と あるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、新条例 第29条第3項(新条例第68条において準用する場合を含む。) 及び第84条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講 じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 <u></u> 9 日条例第 \vdash $_{\mathcal{O}}$ Щ \mathcal{O} # Γ (平成2 新潟県柏崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例

改正後	改正前
目次 第1章 城間 (第64条 第65条)	
現 5 早 (稚則)(用544余・用555条)	用50 草 安(古 (用941条)
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (時)	2 (略)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、必要な体制の整備を行うととれて、その従業者に対し、研修を実施する等の措	
置を講じなければならない。	
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提	
供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必	
要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス条例第114条	第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス条例第114条
第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しく	第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しく
は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第74条第1項に規定する指定介護	は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第74条第1項に規定する指定介護
予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若	予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 次条第1項において同じ。)の居間若
しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス条例第133条第1	しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス条例第133条第1
項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第47条第6項において	項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。 次条第1項及び第47条第6項において
同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス条例第	同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス条例第
154条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第	154条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第
47条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又	47条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又
は施設(第11条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入	は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護
所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認	(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。) の事業を行う者(以
知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症	下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う
対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護	事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置く
予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用	べき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定
者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所
の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症	介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス条例

與	~らいな岩業重難分担所母が将非時に記れば出事をおすまして、
改正後	対応型涌所介護事業者(指定地域深着型サービス条例第68条第1項と規定する共用型

対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス条例第68条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定が対応対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第74条又は指定地域密着型サービス条例第114条、第134条若しくは第155条の規定を満たすために必要な数以上とする。

(盤)

(利用定員等)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第82条において同じ。)、指定地域密着型サービス (法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス (法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第82条において同じ。)、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定分指定子をいう。第82条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。第82条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス者にくは指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス者とくは指定介護予防サービスをいう。第82条において同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第20条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養養型医療施設をいう。第47条第6項において同じ。)の運営 (同条第7項及び第74条 第9項において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならない。

沿田光)

第1条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が

第68条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第74条又は指定地域密着型サービス条例第114条、第134条若しくは第155条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (路)

(利用定員等)

第10条 (聚)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第82条において同じ。)、指定地域密着型サービス (法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス (法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス (法第42条の2第1項に規定する指定する指定する指定分離支援をいう。)、指定が護予防サービスをいう。第82条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス者に対抗定するが支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防サービス者とくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第1項に規定する指定介護保険施設をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条の規定によるか正前の法第48条第1項第3号に規定する法律(平成18年法律第83号)所則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第17条第6項において同じ。)の運営(同条第7項においてばたらたい、

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障が

改正前	送事 ない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事	○2 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと □2
改正後	ない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事	し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと

当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものと になり、 するほか、

盤

(運営規程)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下こ の章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(盤) $(1)\sim(6)$ 虐待の防止のための措置に関する事項 (10)

(2) (11)

(勤務体制の確保等)

(22) 第29条

盤

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業 者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政 者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定 **介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業 令で定める者等の質格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介**

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防 認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 化等の必要な措置を講じなければならない

(業務機計画の策定等)

感染症や非常災害の発生時 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 第29条の2

45°

盤 S (運営規程)

第28条 指定介護予防認約症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認約症対応型通所 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下こ の章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(6)$

(盤) (10) (勤務体制の確保等)

第29条 (略)

(聖

 \mathcal{O}

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業 者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 က

改正前		(非常災害時における地域との連携) 第31条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(衛生管理等) 第33条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよ う努め</u> なければならない。
改正後	において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行び、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(非常災害時における地域との連携) 第31条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(衛生管理等) 1 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業がは、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延しなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器をの防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置との他の情報通信機器をの防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置との他の情報通信機器をの防止が下ラレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむなら月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び調解を型通所介護するに対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及で訓練を型通所介護は業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及で訓練を型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及で訓練を

定期的に実施すること。改正前(掲示)(掲示)(掲示)第34条 (略)第34条 (略)重面を当該指定介護子功認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで	きる。 198条の2 指定介護子が認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を がにもっため、水に掲げる指置を講じなければならない。。 10 当該指定介護子が認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対 策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通 所介護従業者に関知徹底を図ること。 12 当該指定介護子が認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指 全整備すること。 13 当該指定介護子が認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指 全整備すること。 14 当時の防止のための研修を定期的に実施すること。 15 当該指定介護子がは必要が応いための研修を定期的に実施すること。 16 当時の防止のための研修を定期的に実施すること。 17 当時の防止のための研修を定期的に実施すること。 18 当時の防止のための研修を定期的に実施すること。	(地域との連携等) (地域との連携等 (地域との連携等) (地域との連携等) (地域との連携等) (地域との連携等 (地域との連携等) (はばいはに対象のには、神田者の家族、地域住民の代表者、本市の職員で表現を発達したができるものできるものできるものでは、が養力が必要ないでできるものとする。ただし、利用者を譲るに、運営権を会議による特別を表別によれるも同じるがので、運営権を会議によるともに、運営権を会議から必要な要用について出数利用者等の同音を視かけがよれるも同じるを表別によればならない。 (地域との連携を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
定期的に実施すること。 第34条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代え	きる。 (虐待の防止) 第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又は防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知所可能従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防型通所介護企業を定期的に実施すると 3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(地域との連携等) 第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又 は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115 条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介 護について知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して</u> 行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第52条 において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活 において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活 において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、デレビ電話装置等の活

改正後	改正前
動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要	
な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
2~5 (略)	2~5 (略)
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第47条 (略)	第47条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介
護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員	護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員
に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防	に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防
小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事すること	小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事すること
ができる。	かできる。
当該指定介護予防小指定認知症対応型共同生活介護事業	当該指定介護予防小 指定認知症対応型共同生活介護事業 / 介護職員

指定認知症対応所、指定地域密 域密着型介護老 療養型医療施設 律第205号)第7 する療養病床を のに限る。)又は	即頃中欄に掲げ ービスの事業を行 巡回・随時対応 所、指定地域密 指定認知症対応 定介護老人福祉 施設
当該指定介護予防小 指定認知症対応 規模多機能型居宅介 所、指定地域密 護事業所に中欄に掲 域密着型介護老 げる施設等のいずれ 療養型医療施設 かが併設されている 律第205号) 第7 場合 する療養病床をついては	当談指足が護す的が 規模多機能型居宅介 護事業所の同一敷地 内に中欄に掲げる施 設等のいずれかがあ る場合
介護職員	看護師又は准看護師
指定認知症対応型共同生活介護事業 所、指定地域密着型特定施設、指定地 域密着型介護老人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老人保健施設、指 定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23年法律第205号)第7条第2項第4号 に規定する療養病床を有する診療所で あるものに限る。)又は介護医療院	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所入 は指定認知症対応型面所介護事業所入
当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介 護事業所に中欄に掲 げる施設等のいずれ かが併設されている 場合	当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介 護事業所の同一敷地 内に中欄に掲げる施 設等のいずれかがあ る場合

看護師又は准看護

る施設等、指定居宅サ

7条第2項第4号に規定

有する診療所であるも

は介護医療院

5人福祉施設、指定介護 2 (医療法 (昭和23年法

;着型特定施設、指定地

温

行う事業所、指定定期 立型訪問介護看護事業

> 予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指 業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業 等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護 第1項の規定にかかならず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業 等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護 第1項の規定にかかからず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

施設又は介護老人保健

清型通所介護事業所 型通所介護事業所、

<u> </u>	岩田 岩田 岩田 大子 岩田 岩田 岩田 岩田 岩田 岩田 岩田 岩
改正後	完地城郊差刑 サービス 条何(年165条第1項)、相定する指定看難 小相増多機能刑 民字介

置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者につい 護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下<u>この章において</u>「本 体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。) に ては、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介 所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所 (同項)こ規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下 同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護 護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすること ができる。

(22)

(管理者)

盤

第48条

(盤)

$^{\circ}$

第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老 人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定復合型サービ ス事業所(指定地域密着型サービス条例第197条に規定する指定複合型サービス事業 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法 従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 をいう。次条、第75条第3項及び第76条において同じ。)として3年以上認知症であ 所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の る者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修の修了者 でなければならない。

(心身の状況等の把握)

が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に 援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第47条第12項の規定により、介護支 にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第70条において同じ。

護事業者をいう。) により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」とい う。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サ ービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業 cA※例現150条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介 **形以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所(同項こ規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下** 同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護 所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

$8 \sim 13$

(盤) (管理者) 第48条

Ø

盤

第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老 ス事業所(指定地域密着型サービス条例第197条に規定する指定複合型サービス事業 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人ディサービスセンター(老人福祉法 人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定復合型サービ 所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の 従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 をいう。次条、第75条第2項及び第76条において同じ。)として3年以上認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修の修了者 でなければならない。 က

(心身の状況等の把握)

が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に 居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第47条第12項の規定により、介護支 第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第70条において同じ。)

改正後	故正前
係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付け	係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付け
た指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用し	た指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用
て行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレ	者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの
ど電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をい	利用状況等の把握に努めなければならない。
う。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サー	
ビス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
(日子宗祖)	

(運営規程)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第61条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の 実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必 要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が 認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を 作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあって は、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び 宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行う ことができる。

(準用)

第68条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条<u>、第29条の 2</u>、第33条から<u>第41条まで(第39条第4項を除く。)及</u>び第43条の規定は、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第

(運営規程)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(3) (

(10) (略)

(定員の遵守)

第61条 (略)

第68条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第33条から第38条まで、第39条(第4項を除く。)から第41条まで及び第43条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12

(準用)

1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第60条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第33条第2項第1 号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防認定対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第41条第1項中「介護予防が起通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 **介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防** 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の 員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス条例第114 帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行わ 認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換 算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知庇対応型共同生活介護 条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。) の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症 対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス条例第113条に規定する指定認知症対 応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において─―体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生 活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。 以下この条及び第77条において 同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間 れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この頃において同じ。)を行わせるため の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同 介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介 に必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 うことが可能な構造である場合であって、 一の階において隣接し、

条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第60条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「所護予防力規模多機能型居宅介護従業者」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 **介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防** 員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時 条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症 **芯型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において─体的に運** 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の 間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤煥 算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス条例第114 対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス条例第113条に規定する指定認知症対 営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生 同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間 帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行わ **活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。 以下この条及び第77条において** れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

改正前	第75条 (略) 2 (略)	第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。 2~7 (略)	(身体的拘束等の禁止) 第81条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 と。	(管理者による管理) 第82条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>地域密着型介護予防サービスの事業</u> を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 た だし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の 管理上支障がない場合は、この限りでない。
数正後	第7条 (略) 2 前頃本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 3 (略)	 第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。 2~7 (略) 	(身体的拘束等の禁止) 1 () () () () () () () () () ((管理者による管理) 第82条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは <u>指定地域密着型介護予防サービス</u> (サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。) の事業を行う事業所 が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。) の事業を行う事業所 病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、これらの 事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がな い場合は、この限りでない。

改正後	改正前
(運営規程)	(運営規程)
第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に	第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に
掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)~(6) (時)	(1) \sim (6) (略)
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項	
(8) (28)	(分) ((分) ((分) ((分) ((分) ((分) ((分) ((分)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
	第84条 (略)
	2 (路)
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため
に、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定介護予防認知症対応型	に、その研修の機会を確保しなければならない。
共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支	
接専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ	
に類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必	
要な措置を講じなければならない。	
4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応	
型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優	
越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより	
介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置	
を講じなければならない。	
(連用)	(準用)
第89条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条 <u>、第29条の2</u> 、第	第89条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第33条から第36
33条から第36条まで、第38条から第41条まで(第39条第4項及び第41条第5項を除	条まで、第38条、第39条(第4項を除く。)、第40条、第41条(第5項を除く。)、

第43条、第59条、第62条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介 新」とあるのは「第4章第4節」と<u>、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業</u> とあるのは「介護従業者」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について 運営規程」とあるのは「第83条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認 知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この 護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予 第29条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条 の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護 く。)、第43条、第59条、第62条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共 従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第41条第1 同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に 規定する運営規程」とあるのは「第83条に規定する重要事項に関する規程」と、同

改正前	知見を有する者にと、「6月」とあるのは「2月」と、第59条中「介護予防小規模多
改正後	以認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2

防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

~5 (器)

第5章 雑

(電磁的記録等)

指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス この条例の規定 等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの 当該書面に係る 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ 電子計算機による情報処理の用に供されるものを 及び第79条第 複本その他文字、 保存その他これらに類するもののうち、 書面に代えて、 (第15条第1項 (第68条及び第89条において準用する場合を含む。 **LHY**,**则**(本) については、 謄本、抄本、 頃並びに次頃に規定するものを除く。 文書、 ない方式で作られる記録であって、 いう。) により行うことができる。 作成 の提供に当たる者は、 において書面(書面、 第94条

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない

知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第62条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

(型) 米ng

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価 を受けて、それらの結果を公表し、常にその故善を図らなければならない。

3~5 (晃

第5章 委任

改正前		(委任) 第94条 (略)
	方法をいう。)によることができる。	(委任) 第95条 (略)